

令和5年度「医療勤務環境改善支援事業」募集要領

1 趣 旨

平成26年10月の医療法改正により、各医療機関では、病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないと規定されたところであり、医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、病院及び診療所（以下「医療機関」という。）の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善の推進による「医療従事者の離職防止・定着対策」を講ずる必要があります。

このことから、岩手県では、医療機関の勤務環境の改善に向けた取組を支援するため、本事業を実施しようとするものです。

2 補助対象事業・補助率

(1) 補助対象事業

医療機関が作成した勤務環境改善に関する計画に定められ、その計画に基づく改善目標を達成するために実施する次の①～⑤に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助を行います。

- ① 働き方の改善に関する事業
- ② 医療従事者の健康の支援に関する事業
- ③ 働きやすさの確保のための環境の整備に関する事業
- ④ 働きがいの向上に関する事業
- ⑤ その他必要な事業

《事業例》

- ・職場研修会の実施費用
- ・キャリア開発支援プログラムの整備
- ・医師事務作業補助者（医療クラーク等）の配置に係る経費（人件費、諸手当等は対象外とする。）
- ・ICTシステム等の導入（購入費用を対象としリース契約などについては対象外とする。）

(2) 補助率 1/2

ただし、1件当たりの限度額は、150万円とする。

3 対象事業者及び応募要件

次の全ての要件を満たすものとします。

ただし、他補助金との併用はできません。また、過去に本補助金の交付を受けた医療機関は対象外とします。

- (1) 岩手県内に所在する医療機関の開設者とする。
- (2) 組織全体の取組として、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第376号）に基づく改善計画を作成し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施していること。
- (3) 事業実施期間内に事業を完了できること。

4 事業実施期間

対象事業の交付決定通知の日から令和6年3月31日までとします。

(事業は交付決定通知日以降に着手すること。)

5 応募手続

- (1) 募集期間内に、事業計画書(医療勤務環境改善支援事業実施要綱別紙様式)及び関係資料を下記【応募先】に郵送又は持参で提出してください。
- (2) FAXや電子メールでの応募は、受け付け出来ません。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、受け付け出来ないことがあります。
- (4) 提出書類は、返却しません。

【応募先】

岩手県医療勤務環境改善支援センター

(岩手県保健福祉部医療政策室内)

(〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話019-651-3191 直通)

6 募集期間

募集は、令和5年5月22日(月)から同7月31日(月)までとします。

7 対象(補助)事業者の選定

(1) 審査方法

提出された事業計画書を岩手県(保健福祉部医療政策室)で審査を行い、対象事業者を選定します。

(2) 審査の観点

審査は、事業内容、実施方法及び事業効果の観点から、本事業の趣旨等を勘案して総合的に審査します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知します。なお、審査内容や審査経過は公表しません。

8 その他

対象事業者は、岩手県が行う医療勤務環境改善支援事業の普及啓発事業において、取組の事例紹介などに御協力いただくことがあります。

9 問合せ先

岩手県医療勤務環境改善支援センター

(岩手県保健福祉部医療政策室内)

電話 019-651-3191 (直通)

FAX 019-651-3191 (直通)

担当者 医療勤務環境改善支援相談員 野里 三津子